

「農産物の直売所の建築行為等に係る取扱い」（法第 29 条第 1 項第 11 号・法第 43 条第 1 項第 5 号）

法第 29 条第 1 項第 11 号及び法第 43 条第 1 項第 5 号の規定に基づく市街化調整区域における農産物の直売所とは、計画の内容が次の各項に該当しているものをいう。

（建築行為等を行う者）

- 1 建築行為等を行う者は、市街化調整区域に居住し、かつ、現に農業に従事している者であること。

（立地）

- 2 計画地を中心に半径 500 メートルの区域の過半が市街化調整区域であり、かつ、当該区域内の世帯数の過半が市街化調整区域内に存すること。ただし、直売所の延べ面積が 10 平方メートル以内のものについては、この限りでない。

（直売所）

- 3 農産物の直売所は、次の各号に該当すること

- (1) 直売所は、原則として平屋建であること。
- (2) 直売所の敷地面積が 100 平方メートル以内、かつ、延べ面積が 50 平方メートル以内であること。
- (3) 農産物を直接販売に供する部分のほか、次のいずれかに供するもので、かつ、その規模が必要最小限であること。

ア 主として自ら生産する農産物を原料又は材料とした農産加工品の販売

イ 農産物の選別や包装等、収穫から販売までに必要な調製

ウ その他、便所、洗い場等直売所の管理に必要なもの

（その他）

- 4 計画地が農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域となる場合は、農振法の規定に適合すること。

（施行日）

- 5 この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。